

戸 田 市 教 育 委 員 会 会 議 録

招 集 期 日	令 和 4 年 2 月 1 7 日 (木)		
場 所	戸 田 市 役 所 教 育 委 員 室		
開 会	2 月 1 7 日 午 前 9 時 4 5 分		
閉 会	2 月 1 7 日 午 前 1 2 時 1 5 分		
教 育 長	戸ヶ崎 勤		
教 育 長 ・ 委 員 出 席 状 況	戸ヶ崎 勤	出 席	
	仙 波 憲 一	出 席	
	木 村 雅 文	出 席	
	長 道 修	出 席	
	浜 田 美 咲	出 席	
説 明 員 (出 席 者)	山上教育部長、星野参事、佐藤次長兼教育政策室長、		
	栗津総務課長、片岡学務課長、教育政策室田野担当課長、		
	小須田学校給食課長、鎌田生涯学習課長、高屋生涯学習課長		
書 記	教教育総務課総務担当 香林副主幹、金田		
傍 聴 人	1 名		

会議の経過及び結果

教育長

北京冬季オリンピックでの日本人の活躍が、コロナ禍にあって気持ちを明るくしてくれています。五輪に棲み行く手を阻む魔物について、「ぼくが魔物だったかもしれないです」で感動を呼んだ、スキージャンプの小林陵侑選手、前人未到の4回転半に挑み過去2回の金メダルに劣らない五輪精神を体現させた羽生結弦選手、規定違反のスーツを着たとして1回目の大ジャンプが無効となるも、失意の底で見せた2回目の好飛躍は眼福の一語に尽きた高梨沙羅選手、今年の卒業式や入学式の祝辞の中で多く登場すると思います。

また、五輪以外では、異次元の強さで最年少5冠、AIの感性を自分のものにした、とまで言わせた藤井聡太竜王もでしょうか。さらにもう一人、話題の時宜を逸してしまいましたが、今日はエンゼルスの大谷翔平選手について触れたいと思います。昨年11月18日(日本時間19日)、史上19人目の満票選出でアメリカン・リーグの最優秀選手(MVP)を受賞したのは御承知の通りです。全米野球記者協会の投票者30人全員が1位票を彼に投じて、満点選出となりました。打者としてリーグ3位の46本塁打、100打点、26盗塁、投手として9勝2敗をマークしました。ホームラン王を退け、かつては大きな格差があった本家からも時代を画す存在と認められたことになります。

「投打兼任は成功しない」「投手が盗塁などもってのほか」「投打どちらかに専念すべし」と眉をひそめた球界の御意見番ならずとも、常識を覆していった今季の勇躍を予期できた人がどれだけいたでしょうか。本塁打や160キロ級の速球とともに、今季の印象に残るのが、投手として死球(デッドボールは和製英語で英語ではヒットバイピッチ)を与えた場面です。死球は謝罪しないという米大リーグにおいて、自然体でお詫びを入れていました。屈託のない笑顔に全力疾走、足下のごみをさりげなく拾うといった清々しい振る舞い、純な野球少年そのままの姿が、米国記者たちをも魅了し「尊敬に値する」とまで書かせたそうです。

	<p>インタビューでの大谷語録も話題になっています。「本当に純粋にどこまでうまくなれるのかなとがんばれた」「敵は周囲の雑音ではなく自分だった」「自分で目標を達成したと思う日は恐らく来ないと思う」「常に前日の自分を超えていく姿勢でいる」などです。</p> <p>道なき道を前にしたとき「たぶん無理」の思い込みは人の目を曇らせ希望を挫きます。しかし、彼はひたすら真っ直ぐです。穏やかな表情の裏に秘めた凄みも感じます。政府から国民栄誉賞を打診されましたが、「まだ早いので今回は辞退させていただきたい。」と辞退しました。どこまでも謙虚です。</p> <p>大リーグではすでに自分も二刀流を、という選手が現れているとか。未来の選手である子供たちに「何かのために別の何かを諦める。そんな生き方とは違う道」つまり、「一人ひとりがもっと欲張って楽しんでほしいんだ」ということを大谷選手が示してくれたようにも思います。</p> <p>スペインの哲学者オルテガは、著書「大衆の反逆」の中で、人間を「選ばれた少数者」と「大衆」に分けました。前者は「自分に多くを要求し、自分の上に困難と義務を背負い込む人」であり、後者は、「自分になんら特別な要求をしない人」です。まさに彼は、選ばれた人の厳しさと少年の純粋さの両面を持っているのだと思います。今後も進化は止まらないと思います。次はどう私たちを驚かせてくれるのか。今年の常識を破り続ける活躍を期待したいものです。</p>
<p>教 育 長</p>	<p>それでは、ただ今から、令和4年第2回戸田市教育委員会定例会を開会いたします。初めに、前回の会議録の承認ですが、事前に会議録の内容を見ていただいておりますので、御異議がないようでしたら承認ということでよろしいでしょうか。</p>
<p>各 委 員</p>	<p>了承</p>
<p>教 育 長</p>	<p>次に、秘密会となる案件につきましてお諮りいたします。次の案件については、公開することにより事務の公正な執行に支障が生じる案件及び人</p>

	<p>事案件となりますので、秘密会で行うこととしてよろしいかお諮りいたします。</p> <p>報告第1号 令和4年度特別支援学級設置計画について 議案第11号 戸田市教育委員会表彰について 議案第14号 令和4年度当初戸田市立小・中学校教職員の人事異動(案)について 議案第15号 令和4年度当初戸田市立小・中学校管理職の人事異動(案)について</p>
各委員	異議なし
教育長	<p>それでは「報告第1号、議案第11号及び議案第14号、並びに議案第15号」は、秘密会とすることに決定いたしました。</p>
教育長	<p>はじめに、「教育委員提案」について御報告いたします。以前の教育委員会にて委員より御質問のあった件について報告がございます。</p> <p>令和4年度埼玉県公立高等学校入学者選抜における配慮(新型コロナウイルス対応)について(長道委員)</p> <p>不登校児童生徒等のオンライン学習と登校の取扱いについて(長道委員)</p>
教育長	<p>それでは、長道委員から御提案のありました教育委員提案「令和4年度埼玉県公立高等学校入学者選抜における配慮(新型コロナウイルス対応)について」事務局より説明願います。</p>
事務局	<p>はじめに、長道委員さんから御提案の「令和4年度埼玉県公立高等学校入学者選抜における配慮(新型コロナウイルス対応)について」御説明いたします。</p> <p>令和4年度の埼玉県公立高等学校入学者選抜は、2月24日(木曜)に学力検査が予定されています。その後のスケジュールですが、3月4日(金曜)の午前9時にウェブで入学許可候補者発表、同日午前10時に志願先高校で掲示による発表、入学許可候補者となった場合は同日午後3時までに志願先高校へ行き、関係書類等を受け取ることとなります。</p> <p>1ページ下段を御覧ください。昨年度のコロナ禍での入学者選抜の課題を踏まえ、今年度は追検査の日程の設定について配慮されました。追検査が3月7日(月曜)に予定されておりますが、これは先ほどの学力検査か</p>

ら11日後の設定となり、万が一、新型コロナウイルスの陽性者となり学力検査を受検できなかった場合でも国の療養期間の基準の10日以上確保されているため追検査が受検可能となります。

また、濃厚接触者となった場合でも、そこに記載の3条件を満たせば受検可能としています。一点目が、自治体等によるPCR検査陰性であること、二点目が学力検査当日無症状であること、三点目が公共交通機関を使わずに会場に行くことで、この3点目につきましては、改めて通知があり、青の吹き出しにありますとおり、タクシー等の利用が可能となりました。また、この資料作成後にPCR検査が受けられない場合の対応について通知があり、あらたに条件に追加されました。一つ目が、PCR検査が受けられない場合は、抗原定性検査キットによる陰性の確認をすること、二つ目は、検査キットが入手できない場合は、発熱・咳等の症状がないことを十分に確認することです。これにより、当日無症状で公共交通機関を使わずに試験会場に行くことができれば、受検可能となりました。

2ページは生徒用にすでに配布・説明しているフローチャートで、3ページは中学校教員用のフローチャートでより詳細に記載されたものになります。

2ページの生徒用のフローチャートをもとに御説明いたします。まず生徒や保護者から連絡や相談があった場合、新型コロナウイルス陽性者なのか、濃厚接触者なのか、それ以外の体調不良者等（インフルエンザ等）なのか、で対応が分かります。

はじめに上段の陽性者の場合、療養期間が学力検査前日の2月23日までに終了すれば、通常受検となります。その際、に記載されています24日当日の朝の健康状態を、右下にあります星印のチェックリストで体調確認し、A欄で1項目以上、またはB欄で2項目以上当てはまらなければ、学力検査受検可能となります。当てはまった場合は、速やかに中学校へ連絡し、中学校から志願先高校へ連絡し、3月7日の追検査受検等の手続きを行います。

	<p>上段に戻っていただき、療養期間が学力検査前日の2月23日までに終了しない場合、 に進み、追検査前日の3月6日までに療養期間が終了すれば3月7日の追検査を受検することができます。万が一、終了しない場合は調査書等による選抜となります。</p> <p>続いて中段の 濃厚接触者の場合です。改訂版のフローチャートでは、ここでいう濃厚接触者とは、「保健所が総合的に判断し、判定した者」と注釈が入りました。濃厚接触者の場合、健康観察期間が学力検査前日の2月23日までに終了する場合は、先ほどの陽性者と同じく に進みます。また、健康観察期間が終了しない場合でも先ほどの受検条件、陰性・無症状・公共交通機関を使用しないことを満たせば、同様に に進み当日受検が可能となります。このどちらにも当てはまらない場合は、 に進み、健康観察期間が追検査前日の3月6日までに終了もしくは受検条件を満たせば、3月7日の追検査を受検することができます。どちらも満たさない場合は、調査書等による選抜となります。</p> <p>下段の 体調不良者と 体調良好者の場合は、 の24日当日の朝の健康状態をチェックリストで確認し受検に臨みます。</p> <p>いずれにいたしましても、受検生に不利益にならないよう、最大限配慮が検討されております。まだまだ第6波の収束が見えてきませんが、各中学校とも連携を密にとりながら適切に対応してまいります。</p>
<p>教 育 長</p>	<p>以上で説明が終わりました。何か御質問等がありましたら伺います。</p>
<p>委 員</p>	<p>コロナの影響がある場合でも追検査があり、それも受検できない場合には調査書選抜があることにより、受検の機会が失われないことがはっきりしているので、子供にとっても保護者にとってもこのようなチャートがあれば安心だと思いました。教員用のフローチャートもしっかりあって、学校としては非常にやり易い状況で、子供達へ指導しているのではないかと思います。</p> <p>受検の時は、早めに学校に職員が出勤してコロナやトラブルに対応でき</p>

	<p>るようにして、教育委員会も支援いただきたいと思います。</p>
事務局	<p>これまで同様に、指導主事は5時30分から待機しております。</p>
委員	<p>このコロナ対応のフローチャートは埼玉県教育委員会のホームページからダウンロードできますか。</p>
事務局	<p>できます。このフローチャートは昨年度作られたもので、遺漏がないよう対応しています。</p>
教育長	<p>コロナ感染に限っては、このフローチャートのどれにもあてはまらず受検ができないことはないと思われま。</p> <p>2月24日の受検日に受けられず、なおかつ3月7日の追試験の両方が受けられないことは、ほとんどないと思います。</p>
事務局	<p>濃厚接触者となった場合でも、PCR陰性、無症状、公共交通機関を使わないというこの3条件を満たしていれば受検可能で、感染対策対応のタクシーも利用できます。</p>
教育長	<p>続きまして、長道委員から御提案のありました教育委員提案「不登校児童生徒等のオンライン学習と登校の取扱いについて」事務局より説明願います。</p>
事務局	<p>同じく長道委員さんから御提案の「不登校児童生徒等のオンライン学習と登校の取扱いについて」御説明いたします。</p> <p>4ページを御覧ください。不登校児童生徒「等」としているのは、不登校児童生徒だけでなく、傷病等の欠席やコロナの感染不安での出席停止なども含んでいるためでございます。そのため、1ページ下段から「登校していない児童生徒」と表記しております。</p> <p>5ページ上段を御覧ください。登校していない児童生徒のオンライン学習の状況ですが、現在各学校では、画像のように予備端末を用いて定点カメラとしてGoogle Meetに接続しています。つないでいるだけでなく、担任や教科担当の先生から画面越しに声かけをしながら学習進度や理解度を</p>

確認しています。このあたりは、昨年夏休み明けの第5波の際に、市内全校で午後オンライン学習を実施したので、かなり先生方も子供たちも慣れて双方向のやりとりができています。

5ページ下段を御覧ください。オンライン学習の成果として、まず児童生徒側は、登校していなくても学校とつながり、安心感を得ることができることがあげられます。これは、登校を再開する際にも学校へ行きやすくなるといった心理的ハードルを下げる効果が期待できます。

また、教師側としては、児童生徒の様子を学習面も含めて把握することができたり、ここを大切に作る学級の雰囲気づくりにつなげたりすることができることがあげられます。

6ページ上段を御覧ください。一方、オンライン学習による課題ですが、児童生徒側では、一日中オンラインでの参加は、長時間、画面を見続けることや座り続けることによる健康への影響が懸念されることです。また、保護者側の課題としては、対面で授業に参加している児童生徒との学習の理解度の差に不安を感じたり、家庭内で端末の接続状況等を確認しなければならなかったりすることが考えられます。さらに教師側の課題としては、通常の対面授業をしながらオンラインで参加する児童生徒への対応も必要となり、慣れてきたとはいえ、負担感につながる心配があることです。

先日の学校訪問でも、登校していない児童へオンラインで授業を配信していましたが、家庭から参加している子が「先生、資料が見えません。どうすればいいですか?」という問いかけに対して、「ちょっと待っていてね。今教室を先にやるから。」と、両方対応しなければならない教師の負担の一部をちょうど拝見しました。保護者も含め社会全体的にオンラインが万能のように思われ、「オンライン授業を進めるべき。」という風潮が強いように感じますが、実際は各先生方へかなり負担があることや受け手側の子供がどこまで学習できているか、についてもっと検証や議論が必要かと思います。と同時に、受け手側の子供たちのエージェンシー(自ら考え、主体的に行動して責任を持って社会変革を実現していく姿勢や意欲)やICTリテラシー(ICT を正しく適切に利用、活用できる力)も育成していく必要

があるかと思えます。現在、本市で進めている戸田型 PBL はまさにこうした力の育成につながっていくものと考えております。

続いて、登校の取扱いにつきましては、7ページを御覧ください。

文部科学省から示されております「義務教育段階における登校の取扱いに関するフローチャート」で整理されております。大きく3つに分けられます。

まずは上段、「児童生徒の感染が判明した場合」。これには保健所から濃厚接触者に特定された場合や本人や家族に発熱等の風邪の症状が見られる場合も含まれます。この場合は、もちろん登校はできません。出席停止の扱いとなり出席にも欠席にもなりません。

次に、ここが注目されているところですが、中段の「感染が不安で休ませたい場合」は、校長が合理的な理由があると判断する場合は、赤枠にありますとおり、登校は必要ありません。この場合も登校が不要ということで、出席停止の扱いとなり出席にも欠席にもなりません。なお、下段にあります、一定の方法によるオンラインを活用した学習指導を受けたと校長が認める場合には「オンラインを活用した特例の授業」として記録できます。

そして、3つ目が、下段の「不登校で相当の期間学校を欠席している場合や病気療養の事情で登校できていない場合」ですが、一定の要件の下、「出席扱い」とすることができます。この一定の要件とは、自宅等において ICT 等を活用した学習を行った場合に、保護者と学校との間に十分な連携・協力関係が保たれていることや、訪問等による対面指導が適切に行われるなどのことで、学校長の判断で指導要録上出席扱いとすることができます。これにつきましては、文科省ホームページの「学校における新型コロナウイルス感染症対策に関する Q&A」において、「この指導要録上の取扱いは、家庭にひきこもりがちな義務教育段階の不登校児童生徒に対する支援の充実を図り、学校への復帰や社会的な自立を目指すものです。このため、不登校児童生徒に限り、上記の一定の要件の下で適用されるのであ

	<p>て、感染不安が理由で学校をお休みする児童生徒について、たとえ ICT 等を活用した学習を行った場合であっても、ただちに出席扱いとはなりません。」と示されております。</p> <p>一部の自治体が独自の判断で、「出席にする・しない」という論争が注目されましたが、本市ではこれまでに引き続き、国の基準に基づき、各学校で適切に判断して対応してまいります。</p>
教育長	<p>以上で説明が終わりました。何か御質問等がありましたら伺います。</p>
委員	<p>オンライン学習が進んで各学校でオンライン授業ができるようになっていくことを実感していますが、親が心配しているのは、オンライン授業の出席は、「出席」か「出席ではない」のかというところです。</p> <p>校長の判断としても、一定の要件に自分の学校が該当するのか、その児童生徒の条件が該当するのかという条件が、学校独自であるとバラバラになります。そのため、判断基準の共通点ができているのか、「一定の要件」ははっきりさせないと校長の判断に困るのではないかと思います。不登校でもオンライン授業で出席扱いになれば、不登校の集計から外れます。</p> <p>また、現場の先生も、教室の授業とその子の家庭の両方を見なくてはいけない状況というのは、厳しい状況ではないかと思います。それでも、一人ひとりを大切にしていこうということならば、家庭からは感謝されるのかと感じます。</p>
委員	<p>一定の要件については、先程申し上げたとおりですが、やはり保護者と学校との間で十分な連携が保たれていることが必要です。家庭と連絡が取れない状況で、ICTで繋いでいるからそれを出席として認めますというようにはいきません。また、対面等で指導の状況を確認しているかどうかということがポイントです。ただし、これが厳密にどの位の時間で何回とか示せるものではなく、学校長の判断となってしまうのが、悩ましいところであると感じています。</p>
教育長	<p>この件は、国の中央教育審議会でも話題になったことがあります。最近</p>

	<p>は、コロナ不安の不登校が不利益にならないことが浸透してきましたことにより、コロナ不安の苦情がなくなってきましたが、オンライン学習至上主義の方も相変わらずおられます。先日、ラジオで聞きましたが、「東京都のある区ではオンライン学習を行っているが、ある区は柔軟に対応しておらず教育委員会の対応が甘い。」とあるコメンテーターが述べていました。</p> <p>仮にオンライン環境が今よりもっと整ったとしても、本当に義務教育の段階でオンライン学習が成立するのかということを考えますと、まだまだ課題があります。高校生や大学生はオンライン授業が成立するかもしれませんが、自己調整力の発達が十分でない小学生低学年、中学年あたりでは難しいです。そのあたりの理解がまだまだ不足しています。</p>
委員	<p>オンライン授業の成績表やテストはありますか。何を基準に判断するのですか。</p>
事務局	<p>評価については学力検査だけではなく、提出物を見ながら、どこまで到達できているのかを見届ける必要があります。</p> <p>家庭での学習の理解度を平等に測るために、テストの受検に来てもらいます。教育センターのステップでは、試験監督を付けて不登校に対応しています。</p>
委員	<p>昔の通信教育とスクーリングに代わって ICT が入って来ています。</p> <p>補完的代替、従来のものを補完しながら移っていく状況で、現在の ICT は対面授業の補完ですが、いずれ ICT に代替となります。</p> <p>タブレットは文具であると割り切り、オンラインをやるのが目的ではなく、子供に教育をやらせる中で、やむを得ずオンラインで代替しているのではないのでしょうか。</p>
教育長	<p>ICT が目的化してはだめで、ICT とアナログのよさを活かしつつ、進めていく必要があります。</p> <p>デジタル教科書は、今の教科書をそのままデジタル化するのはよくないと思います。</p>

<p>教 育 長</p>	<p>それでは他に御質問等がないようですので、続きまして、「報告事項」について申し上げます。本日は「その他」を含めまして6件の報告がございます。</p> <p>戸田市立小・中学校令和3年度卒業式及び令和4年度入学式等の参列者について</p> <p>令和3年度小・中学校児童生徒プレゼンテーション大会の実施について</p> <p>令和3年度「子ども大学とだ」実施結果について</p> <p>令和3年度「第45回公民館まつり」について</p> <p>市民大学認定講座・現代課題講座2の開催について</p> <p>その他</p> <p>秘密会以外の詳細につきまして、各所属長より報告いたします。なお、御質問につきましても、すべての報告が終了したのちに伺います。</p>
<p>事 務 局</p>	<p>報告事項 「戸田市立小・中学校 令和3年度卒業式・令和4年度入学式の日程及び参列者について」説明いたします。</p> <p>こちらにつきましては、前回の定例教育委員会において、開式日時と参列のお願いについて、委員の皆さまに御説明をしたところであります。</p> <p>しかしながら、今日におきましても、新型コロナウイルスのオミクロン株による感染が収まらない状況であります。</p> <p>今年度につきましても、教育長並びに教育委員、委員会事務局職員の参列については、見送ることとしてよろしいか、お伺いいたします。</p>
<p>委 員</p>	<p>教育委員会のメッセージは、学校が行うのですか。</p>
<p>教 育 長</p>	<p>市長の言葉と教育委員会の言葉は、すべての子供に渡します。</p>
<p>教 育 長</p>	<p>保護者の参列は、1人か、2人か、入れないのかということについて、先日の教育長会でも話題となりました。</p> <p>保護者は1名以内として、感染が落ち着けば2名で良いのではと考えているところが多いですが、戸田市は感染率が高いので、保護者1名で願</p>

	<p>いする方法で動いています。</p> <p>学校によって密の状況や規模が異なるため、学校での判断とさせていただきます。</p>
事務局	<p>報告事項 「令和3年度小・中学校児童生徒プレゼンテーション大会の実施について」報告します。</p> <p>1ページを御覧ください。去る1月22日に、新型コロナウイルス感染拡大により昨年度同様、オンライン配信により実施いたしましたプレゼンテーション大会について報告申し上げます。</p> <p>1の申込人数につきましては、本市の関係者だけでなく県内外の教育委員会からも多数お申し込みいただき、多くの皆様に御視聴いただきました。</p> <p>今年度で6回目となりましたが、毎年審査委員の皆様、内容のレベルアップについて評価をいただいております。まだまだ全ての学校というわけではありませんが、多くの発表内容は、本市で進めている戸田型PBLの学習成果や学びのプロセスがよくわかるものとなりました。</p> <p>金賞は、芦原小学校と戸田東中学校でございました。今後、プレゼン大会が単なるイベントではなく、全ての学校で日々の授業の延長線上にあるものとなるよう、一層教員研修を充実するなど、推進していきたいと考えております。</p>
事務局	<p>資料2ページの報告事項 「子ども大学とだ」実施結果について、報告いたします。</p> <p>本市では、小学4年生～6年生が夏季休業日などを利用して専門的な話を聞いたり、体験学習をしたりすることで、学びの楽しさを知り、学習意欲の一層の向上を図るために、「子ども大学とだ」を毎年開催しております。</p> <p>昨年度は、新型コロナウイルスの影響で中止となり、今年度も開催が危ぶまれましたが、対面開催をオンライン開催に切り替え、冬休みの時期に合わせて、開催することができましたので、その結果を報告します。なお、</p>

オンラインでの子ども大学の開催は初めての試みでした。

事業内容のところを御覧ください。市内の小学4年生～6年生全員に、Home & School を通じて御案内をし、動画配信期間である12月25日～1月10日までの間に、延べ338回の視聴がありました。例年の対面式ですと、30人程度の受講者であるため、多くの子供たちに、御参加いただいたと考えております。

実施内容を御覧ください。開講式では、子ども大学の学長である、教育長から子供達に励ましのメッセージをいただきました。

講義は3つあり、一つ目として、そろばん usa 代表の高柳和之様を先生に迎え、「楽しくて ためになる そろばん」と題した講義で、そろばんの実演や、「そろばんをやることで、いかに脳が鍛えられるか」などのお話をいただきました。

資料3ページに移り、二つ目の講義は、青山学院大学経済学部教授の高橋朋一様を先生に迎え、地理情報システムアプリ“GIS”にスポットをあてた講義である、「パソコンと地図を使って戸田市のことを調べてみよう」を実施しました。GISの便利機能を使って、戸田市の高齢化状況や、コンビニ分布の分析などをしていただき、「GISがいかに便利で、世の中の発展に貢献してきたか。」などのお話をいただきました。また、例年のメイン授業であった、青山学院大学を訪問して、教授の授業を受ける「青山学院大学キャンパスツアー」に変えて、オンライン上で、青山キャンパス、相模原キャンパスの一部を紹介する、「青山学院大学オンラインキャンパスツアー」を実施していただきました。

資料4ページに移り、最後の講義は、大東文化大学地域連携センターの打越竜也様を先生に迎え、「『論語』のことばで楽しもう！」と題した講義で、今も心に残り、大切にされている孔子の言葉の数々を、楽しく御講義いただき、小学生の指針となるような、お話などもいただきました。

資料5ページのアンケート結果ですが、満足度は93点と高評価で、「そろばんをやってみたくなった。」「工夫をすれば、GISは自由研究にも使え

	<p>そうな気がしたので、試してみたい。」「孔子の考えをいかし、勉強を頑張っていきたいと思った。」などの意見が寄せられ、今後も子ども大学に参加してみたいか？の問いに対しては、全員が「参加したい。」との回答でした。</p> <p>今年度は試行錯誤の中で、子ども大学を実施いたしました。今年度分かった課題などを踏まえ、来年度以降も、子供達に喜んでもらえる「子ども大学とだ」を実施してまいります。</p>
<p>事務局</p>	<p>資料6ページの報告事項、第45回公民館まつりについて、報告いたします。</p> <p>公民館まつりは例年、11月末から12月にかけての、3週にわたり、土曜日・日曜日を使い、市内3つの公民館で順次開催しております。主催は各公民館の育成サークルの代表者からなる、戸田市公民館まつり実行委員会です。</p> <p>昨年度は、新型コロナウイルスの影響で中止となり、今年度も対面式での開催は難しい状況であったため、「オンライン公民館まつり」と銘打って、初めてオンライン形式で実施します。</p> <p>内容としては、公民館育成サークルに希望を取り、希望した団体の活動風景を撮影し、動画やスライドにしたものをYouTubeで配信するものです。</p> <p>動画配信は、昨日、2月16日から開始しております。参加希望のサークルは16団体ありましたが、新型コロナウイルス感染拡大の影響でサークル活動を休止している団体もあるため、現在のところ、油絵、藍染、絵手紙、ヨガなど、11団体の動画配信を行っている状況であり、今後、随時追加していく予定です。</p> <p>今回、公民館サークルの活動の様子を広く発信することにより、サークルへの加入促進など、公民館サークルの活性化につなげていきたいと考えております。</p> <p>昨日、教育委員の皆様にもメールにて情報提供をさせていただいたところですが、ぜひ観覧いただければ幸いです。</p>

事務局	<p>資料 7 ページの報告事項、「市民大学認定講座・現代課題講座 2 の開催」について、報告いたします。</p> <p>「現代課題講座」は、現代社会が抱えているさまざまな課題について実情を把握し、今後の生活の展望を切り開く機会にしていくという狙いで開催している講座です。</p> <p>今回のテーマは、「人生 100 年時代の自分らしいキャリアを考える」で、講師は、学校法人杏林学園事務局 副部長で、国家資格キャリアコンサルタントの米津哲也氏です。</p> <p>「人生 100 年時代」においては、定年後、あるいは育児・介護終了後も経済状況や健康状態を踏まえながら、自律的に人生を設計することが求められています。市民が、何を設計・選択していけばいいのかを考えるヒントとなるような講座を予定しております。</p> <p>日時は、3月12日(土)午後2時から、文化会館304会議室で実施します。</p> <p>今回も、会場受講、オンライン配信、オンデマンド配信を実施しますので、教育委員の皆様も、ぜひ御覧いただければと思います。</p>
教育長	次に その他ですが、事務局より何かありますか。
事務局	特になし
教育長	以上で、「報告事項」が終わりました。何か御質問等がありましたら伺います。
教育長	プレゼンテーション大会の審査員の講評は厳しかったです。特にそもそも先生方が楽しんでいるのかどうか、先生方が楽しめば子供に伝わっていくとの御指摘は大切であると思いました。
委員	本日配布された DVD の内容について伺います。
事務局	YouTube には、金賞のみが掲載されているため、大会全体を収録した内容

	となっております。
教 育 長	子ども大学とだは、オンラインに切り替えて内容の充実を図っていますが、参加した子供の100%がまたやりたいというアンケート結果になっています。引き続き充実を図っていただきたいと思います。
教 育 長	公民館まつりの YouTube 配信は、初めてのイベントです。他の公民館の活動も見る事ができる、コロナ禍だからできた先駆的な取り組みです。公民館祭りをオンラインでやっている自治体はまだまだ少ないと思います。
事 務 局	こうした方法が少しずつ増えています。
教 育 長	公民館まつりは質的に向上しています。是非御覧ください。
教 育 長	青山学院大学との連携について、何かございますか。
委 員	「子ども大学とだ」の受講者の感想で、「少し難しかったと思いました。」という声がありましたが、まだ少しわからない部分を残すことも必要であり、さらに学んでもらいたいです。
教 育 長	何でもわかりやすいのがよいではありません。わかりにくいものに、よいものがあります。
教 育 長	続きまして、「議案第8号 申請書等における性別欄の見直しに伴う教育委員会規則の整備に関する規則（案）について」事務局より説明願います。
事 務 局	議案第8号「申請書等における性別欄の見直しに伴う教育委員会規則の整備に関する規則（案）について」説明します。 資料3ページを御覧ください。性的マイノリティ（LGBT等）に配慮した体制を整備するための取組として「申請書等における性別欄の見直し方針（令和2年1月16日市長決裁）」に基づき申請書における性別欄を削除するものです。

	<p>これに伴い、戸田市奨学資金条例施行規則、戸田市入学準備金貸付条例施行規則、戸田市立小・中学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則、戸田市立図書館条例施行規則の申請書における性別欄を削除するものです。</p> <p>なお、戸田市立図書館条例施行規則の申請書については、併せて英語表記及び個人情報の目的を追加しております。</p>
教 育 長	何か御質問等がありましたら伺います。
教 育 長	それでは、質問等がないようですので、打ち切ります。議案第 8 号は、提案内容のとおり議決することに御異議ございませんか。
各 委 員	異議なし
教 育 長	異議なしと認め、議案第 8 号は提案内容のとおり議決いたします。
教 育 長	続きまして、「議案第 9 号 戸田市立小・中学校通学区域に関する規則の一部を改正する規則（案）について」事務局より説明願います。
事 務 局	<p>それでは、議案第 9 号「戸田市立小・中学校通学区域に関する規則」の一部を改正する規則案について御説明します。</p> <p>資料の 18 ページを御覧ください。この「戸田市立小・中学校通学区域に関する規則」では、第 2 条に「市内」の転居により、指定校以外の学校への就学を希望する場合の『指定校変更』と、第 4 条の「市外」から戸田市市内の学校への就学を希望する場合の『区域外就学』についての規程がございます。それぞれの許可基準を、資料 19 ページ以降の別表にて、定めております。</p> <p>今回の改正につきましては、この別表で、定めている許可基準について、保護者の方から見て曖昧な表現となっていた部分を、わかりやすく明瞭化することを目的として行うものでございます。</p> <p>改正の内容といたしましては、第一に、該当事由『学年途中の転居』の</p>

場合の、小学校1～4年生の許可期間について、改正前の「学年末まで(学年毎更新可能)」とあったものを、カッコ以下を削除しました。これは、例えば小学1年で入学して、半年の間に学区外に転居した場合でも、そのまま小学校卒業まで通えるような規程となっていることを変更し、更新ありきの規程を、年度末の転校が原則であるという本来の主旨に変更するものでございます。

また、添付書類として、事前に校長と面談をしていただき、その終了書と、確実に居住することが分かる書類、例として、建築確認書や売買契約書の写しなどを必須としました。

次に、該当事由『転居の予定』を御覧ください。これは、学年の途中で転居をすることが確実である場合、学年当初から転居先の学校に通うことができる制度です。この許可基準として「概ね6か月以内に就学すること」と「学校が通学に支障がないことを認めること」の2点を加えました。

次に20ページを御覧ください。該当事由『両親共働き家庭(ひとり親を含む)』につきましては、該当事由を『留守家庭』と変更し、許可基準について預け先となる祖父母等の家や経営する商店が「戸田市内」にあることを明記しました。

最後に、該当基準『兄弟同一校』及び『その他』については、この別表からは削除いたします。

このうち『兄弟同一校』につきましては、単に兄や姉が指定校変更の承認を受けていることだけをもって、弟や妹の指定校変更を認めますと、兄や姉の卒業後の取り扱い等で問題が生じることもあるため、この改正により、弟や妹についても、申請ごとに、いずれかの許可基準に該当するか審査し、決定いたします。

また、『その他』につきましては、別表から削除はしますが、資料の18ページの第2条・第4条の改正後案にありますとおり、但し書きとして、教育委員会がやむを得ない理由があると認めるときは、「当該許可基準によらないことができる。」ことを明記いたしました。

	<p>資料 20 ページに戻っていただきまして、別表第 4（第 4 条関係）につきましては、区域外就学の許可基準となります。</p> <p>こちらにつきましては、先ほどの別表第 2 の指定校変更に加えまして、資料 22 ページにあります、改正後案の一番下に、該当基準として『避難者』を加えております。これは住民票を移さずに、災害により戸田市に避難した場合や、いわゆるドメスティックバイオレンスや虐待等を理由とした、住民票を移したくても移せないような緊急避難の場合も、生活実態が戸田市にあることが確認できれば、戸田市の学校に就学させることができる規程を明記いたしました。</p>
教 育 長	<p>今回の改正は、基準を厳しくしたわけではなく、誤解や都合がよい解釈によってトラブルになっていたものを、整理し明文化したものです。</p>
委 員	<p>兄弟同一校の項目削除について伺います。</p>
事 務 局	<p>兄が指定校以外の学校に通っていても、弟や妹に指定校を変更する要件がなければ指定校は変更になりません。ここにはない理由がある場合、個別審査を行います。前提として、兄が指定校以外に通う理由は特別な学校に居づらい事情があって、別の学校ではないと行くことが難しい時に、それをもって弟や妹も遠くの学校に行かなければならない理由はありません。これまで、兄弟が連動して指定校を変更していた部分を外すものです。</p>
委 員	<p>個別審査に移ることは、どのようなことですか。</p>
事 務 局	<p>教育委員会が認める場合となります。</p>
教 育 長	<p>兄が指定校以外に通っているから妹と一緒に連れて行ってくださいとってくる場合などがあるためです。</p>
委 員	<p>「その他」の項目を残してもよいのではないのでしょうか。</p>
事 務 局	<p>「その他」があると、数えきれない様々な要望が寄せられます。</p>
事 務 局	<p>大きな意味合いとして、転居した場合は居住地の指定校に行っていた</p>

	<p>きたい。蕨市やさいたま市に転居した場合に、引き続き戸田市の学校に通いたいとの要望がありますが、基本的には居住地に基づくものとなることと理解していただきたいと思います。</p>
教 育 長	<p>それでは、他に質問等がないようですので、打ち切ります。議案第9号は、提案内容のとおり議決することに御異議ございませんか。</p>
各 委 員	<p>異議無し</p>
教 育 長	<p>異議なしと認め、議案第9号は提案内容のとおり議決いたします。</p>
教 育 長	<p>続きまして、「議案第10号 戸田市立小・中学校安全衛生管理規程の一部を改正する訓令(案)について」事務局より説明願います。</p>
事 務 局	<p>それでは、議案第10号「戸田市立小・中学校安全衛生管理規程の一部を改正する訓令(案)について、御説明します。</p> <p>資料23ページとなります。こちらは、議案第8号においても御説明がございましたが、本市における、LGBT等の性的マイノリティに配慮した体制整備に向けた取組みとして、「申請書等における性別欄の見直し方針」を定め、市の条例、規則又は要領等で押印を根拠としているもの等について、申請書等における性別欄の見直しを行っております。</p> <p>このなかで、学務課が所管しております「戸田市立小・中学校安全衛生管理規程」につきまして、職場での労働者の健康障害を防止するため選任する「衛生管理者」及び「衛生推進者」を選任した際の報告書の性別欄につきまして、これを削除するものであります。</p>
教 育 長	<p>何か御質問等がありましたら伺います。</p>
委 員	<p>性別削除で年齢の欄が広すぎる感じがするので、検討いただきたいです。</p>
事 務 局	<p>承知しました。</p>
教 育 長	<p>それでは、他に質問等がないようですので、打ち切ります。議案第10号は、提案内容のとおり議決することに御異議ございませんか。</p>

各委員	異議なし
教育長	異議なしと認め、議案第10号は提案内容のとおり議決いたします。
教育長	続きまして、「議案第12号 第2次戸田市図書館ビジョンの策定について」事務局より説明願います。
事務局	<p>議案第12号 第2次戸田市図書館ビジョンの策定について御説明いたします。</p> <p>平成28年3月に、社会状況の変化や多様化する市民ニーズ等の課題に対応した質の高いサービスを提供するため、6つの重点課題を設定し、「使いやすく、文化的で先進性を備え、市民がまた利用したいと思える図書館」を目指す姿として、戸田市図書館ビジョンを策定しました。</p> <p>そして、このビジョンの実現を図ることを目的に、策定から5年間で重点課題に対応した具体的施策を実施してまいりました。</p> <p>一方、この5年の間に市民の生活や、図書館を取り巻く状況は大きく変化しています。特に情報通信技術の進展は目覚ましく、スマートフォンの世帯保有率は2019年に8割を超え、本市においても児童・生徒に1人1台のパソコンが配布されています。</p> <p>また、コロナ禍による外出自粛等の感染防止対策は、在宅でのリモートワークやオンラインでのイベント開催などを推し進めるきっかけとなり、新しいことを体験・学習する環境が大きく変化しています。</p> <p>さらに、令和元年6月に「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」、いわゆる「読書バリアフリー法」が成立し、視覚障害者等が利用しやすい読書環境の整備の推進が求められております。</p> <p>一方、地域においては、コミュニティの希薄化や、外国人住民の増加など、様々な課題があり、図書館は地域資料や行政資料の収集を行う「地域の情報拠点」として、市民の抱える問題や地域課題の解決を支援するほか、市民と協働して図書館運営に取り組むなど、コミュニティを活性化する役</p>

割も求められています。

これらの現状を踏まえ、本市の上位計画及び図書館に関連する計画との整合を図り、また、市議会の文教・建設常任委員会からいただいた提言や利用者アンケートの回答を考慮し、今後の図書館運営の指針として第2次戸田市図書館ビジョン案を策定いたしました。

まず、図書館の目指す姿として、「すべての市民の学びを支援し、情報拠点となる図書館」としました。

その目指す姿を実現するために、4つの方針として、

方針1．すべての市民の学びを支援する図書館については、図書館を利用する上での障害を減らし、すべての市民が生涯を通じて主体的に学ぶことのできる環境の実現を目指すものになります。

方針2．地域の情報拠点としての図書館については、地域資料及び行政資料を積極的に収集・保存し、情報提供を行います。また、市民の抱える問題や地域の課題解決のため、専門性の高いスタッフによるレファレンスサービスを行うものになります。

方針3．子どもの読書を推進する図書館については、発達段階に応じたきめ細やかな施策を実施するとともに、図書館、学校、家庭、地域が連携して読書環境の整備を実施するものになります。

方針4．市民とともに活動する図書館については、地域住民、ボランティア、関係団体、民間企業等と協働し、事業を行います。また、図書館運営協議会や利用者アンケートの意見等を反映し、より良い図書館サービス実現のため行政と指定管理者が連携して運営するものになります。

計画期間は令和4年度から令和10年度までの7年間となっております。本ビジョンは図書館の目指す姿とその運営方針を示すものであると同時に、指定管理者制度による指定管理者への業務要求水準としての位置づけを担うものとなります。

現在、図書館は指定管理期間の2年目です。今回策定する第2次戸田市

	<p>図書館ビジョンのうち、第1次戸田市図書館ビジョンから引き続き実施する施策や、現在の指定管理業務の中で実現可能な施策については残りの指定管理期間で実施してまいります。現在の指定管理業務の仕様書に明記されていない項目については、令和7年度からの指定管理期間から反映されることとなります。このことから、第3次戸田市図書館ビジョンからは、策定から間を置かず次指定管理者の選定ができるよう、今回の計画期間を変則的に7年間としております。</p> <p>以上の「第2次戸田市図書館ビジョン(案)」の内容につきましては、令和4年1月に第2回 図書館運営協議会に提出し、事務局案について全会一致で承認されました。</p>
教 育 長	何か御質問等がありましたら伺います。
委 員	方針1の「すべての市民」の表現がピンと来ません。市民全世代なのか、市民一人ひとりなのか。こうした表現は、公的な所で使われているのでしょうか。勉強したくない人も学ばなくてはならないのですか。
教 育 長	教育振興計画で使用しているのではないのでしょうか。
事 務 局	教育振興計画では、「全ての子供たち」や「誰一人取り残さない学び」と表記しています。
事 務 局	「すべての市民」の次に、年代、性別、国籍の違いや障害の有無にもかわらずと明記し、すべての市民で利用したい人には主体的に学びを支援することが目指す姿です。
教 育 長	差別することなく学びを届けたいということで、いかがでしょうか。
委 員	わかりました。
教 育 長	それでは、他に質問等がないようですので、打ち切ります。議案第12号は、提案内容のとおり議決することに御異議ございませんか。
各 委 員	異議なし

教 育 長	異議なしと認め、議案第 1 2 号は提案内容のとおり議決いたします。
教 育 長	続きまして、「議案第 1 3 号 戸田市郷土博物館ビジョンの策定について」事務局より説明願います。
事 務 局	<p>議案第 1 3 号 戸田市郷土博物館ビジョンの策定について、御説明いたします。</p> <p>郷土博物館本館は、「市民の教育、学術及び文化の発展に寄与する」ため、昭和 5 9 年に開館し、令和 6 年には開館 4 0 周年を迎えます。郷土博物館の分館である彩湖自然学習センターは、平成 9 年に彩湖のほとりに開館し、令和 4 年には開館 2 5 周年を迎えます。</p> <p>郷土博物館本館の開館に当たって昭和 5 8 年に制定された郷土博物館基本構想では、郷土博物館の 4 つの「基本理念」が示されました。4 つの「基本理念」とは、1 . 展示の基本理念、2 . 調査・研究の基本理念、3 . 収集・整理・保管の基本理念、4 . 教育普及の基本理念となります。これら 4 つの「基本理念」は、博物館法に記されている“博物館が持つ機能”、すなわち博物館が社会的に果たすべき役割として期待されている機能とも対応しており、現在でも郷土博物館の骨格をなすものでございます。</p> <p>一方で、郷土博物館本館と彩湖自然学習センターの両館が開館以来年数を重ねる中で、施設の利用環境改善や新たな来館者層の開拓が求められているほか、ポストコロナの時代における「博物館施設」として、進展著しいデジタル技術等を活用した新たな観覧方法や観覧機会の充実や、積極的な情報発信への対応も求められています。</p> <p>それに伴い、4 つの基本理念の中でも、具体的に求められる個々の取組に関しては変化してきたり、あるいは増えてきたりしておりますことから、今回、中・長期的に郷土博物館が目指す姿とその取組の内容について、市民をはじめ一般の方にも分かりやすく明示し伝えるものとして、「戸田市郷土博物館ビジョン」を策定するものです。</p> <p>まず、計画期間は、令和 4 年度から令和 8 年度までの 5 年間です。</p>

郷土博物館ビジョンの位置づけは、博物館法をはじめとする関連法令や郷土博物館基本構想を前提とし、本市の上位・関連計画とも整合を図り、今後、郷土博物館が取り組むべき内容について整理し、明示したものとなります。

郷土博物館が目指す姿は、「知の拠点として、あらゆる人に戸田の魅力を発信し続ける博物館」としております。

その目指す姿を実現するため、郷土博物館基本構想に示された4つの基本理念をベースに、郷土博物館が持つ4つの機能におけるそれぞれの取組を一体的に進めていくことにより、広く戸田の魅力を発信し続ける知の拠点として、市民の方々にも認識をしていただいて、役割を果たしていきたいと考えております。

機能1の調査・研究については、戸田の歴史や自然について蓄積していく「知の拠点」となる施設として、郷土戸田に関する調査・研究をさらに進めていくというものになります。

機能2の収集・整理・保存については、郷土戸田の歴史・文化や自然について次世代へとつなげるため、資料の収集・整理・保存に努めていくというものになります。

機能3の展示・公開・発信については、郷土博物館が本館と分館の彩湖自然学習センターで構成されていることから、歴史・民俗分野と自然分野にわたる「総合博物館」として、魅力ある展示・公開の事業を行うとともに、それらを戸田市民の財産として広く発信をしていくというものになります。

機能4の教育普及については、生涯学習に資する社会教育施設として、教育普及活動に積極的に取り組んでいくというものになります。

以上の「戸田市郷土博物館ビジョン(案)」の内容につきましては、令和4年1月の第2回郷土博物館協議会に議案として御提出し、事務局案について全会一致で御承認いただいたところでございます。

教 育 長	何か御質問等がありましたら伺います。
教 育 長	こちらでは、「すべての市民」が「あらゆる人」となっています。
委 員	市民に限定していないということでしょうか。「知の拠点」の表現は、図書館では使っていません。
事 務 局	「知の拠点」は、郷土博物館と図書館本館が複合施設としての特色です。 図書館で調べて、郷土博物館で実物資料を目で確認いただけます。また、彩湖自然学習センターで見学したものを図書館で調べて理解することもできます。それぞれが特色を生かした機能として「知の拠点」が複合施設としての強みです。
委 員	複合体としての「知の拠点」ではないでしょうか。
教 育 長	図書館ビジョンには「地域の情報拠点としての図書館」と明記されています。よろしいでしょうか。
委 員	わかりました。
教 育 長	図書館と郷土博物館のQRコードの表現が異なっていますので統一してください。
事 務 局	承知しました。
教 育 長	「子ども」の表記ですが、文部科学省において、「こども」の表記を「子供」に統一しているため、直せる部分については、統一を図ってください。
事 務 局	承知しました。
教 育 長	各計画の啓発活動について、戸田市教育振興計画のように、動画配信を検討していただきたいと思います。
教 育 長	承知しました。
教 育 長	それでは、他に質問等がないようですので、打ち切ります。議案第13

	号は、提案内容のとおり議決することに御異議ございませんか。
各委員	異議なし
教育長	異議なしと認め、議案第13号は提案内容のとおり議決いたします。
事務局	次回教育委員会定例会の日程ですが、3月17日(木)午前9時30分からの開催について、お伺いいたします。
教育長	それでは、次回の教育委員会定例会の日程は、事務局(案)のとおりでよろしいでしょうか。
各委員	了承
教育長	それでは、次回の教育委員会定例会の日程は、事務局(案)のとおり決定いたします。次に、その他ですが、事務局から何かございますか。
事務局	特になし
教育長	委員の皆様から教育委員提案のテーマについて何かございますか。
委員	都市型コミュニティスクールの重要性や、地域特性を持った都市型コミュニティスクールがどうあるべきか、今後の教育委員会がどのようにかかわっていくのか報告してください。
教育長	都市型コミュニティスクールと、教育委員会の機能強化について報告してください。
事務局	承知いたしました。
委員	教職員の勤務状況の実態を今後の働き方改革に向けて報告してください。
事務局	承知いたしました。
委員	小学校高学年の教科担任制の現状とビジョンや教職員の配置について報告してください。

事務局	承知いたしました。
委員	部活のトップレベルを目指す子供のモチベーションの維持について 前回の提案に含めて報告してください。
事務局	承知しました。
教育長	それでは、「報告第1号、議案第11号及び議案第14号議案第15号」 を議題といたします。秘密会とすることに決定しておりますので、説明員 で議案に関係する職員以外は退席願います。
	【報告第1号を報告し、議案第11号及び議案第14号、議案第15号を 議決し閉会】